

広報いたこ広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、潮来市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第16条の規定に基づき、潮来市(以下「市」という。)が作成する広報いたこへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報いたこの市が指定したページの下段とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、1 枠が縦4.6cm×横8.5cm とする。なお、1 ページに2 枠掲載する場合は、2 枠を繋げて縦4.6cm×横17.5cm として掲載することができる。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1 ヶ月単位とし、最長12ヶ月とする。ただし、年度を超えることはできない。

(掲載募集枠)

第5条 募集は、最大10枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1 枠月額10,000円とする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載料の納付は、原則として月毎の前払いとする。ただし、広告の掲載期間が2ヶ月以上にわたる場合は、一括して納付することができる。

(広告内容)

第8条 広告のデザイン及び内容などは、広報いたこのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(免責事項)

第9条 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか必要とする事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成18年1月1日から施行する。